

## 第 1 1 号議案

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 2 日

品川区長 濱 野 健

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年品川区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 2 の項の次に次のように加える。

2 2 の 2	区長	後期高齢者医療被保険者に係る葬祭費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------------	----	--

別表第 2 の 1 8 の項を次のように改める。

1 8	区長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支

		<p>援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付または配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法施行法（平成9年法律第124号）による介護保険の適用除外に係る施設に関する情報（以下「介護保険適用除外施設関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
--	--	---

別表第2の21の項中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加え、同表22の項中「障害福祉手当」を「障害児福祉手当」に改め、同表23の項を次のように改める。

23	区長	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による障害児入所支援もしくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報または身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳もしくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
----	----	---	--

			の
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「特定医療費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの
			東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による難病にり患した者に対する医療費等の助成に関する情報（以下「東京都難病患者医療費等助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第2の25の項を次のように改める。

25	区長	障害者福祉手当支給事務	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			特定医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
			東京都難病患者医療費等助成関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の32の項を次のように改める。

32	区長	国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			介護保険適用除外施設関係情報であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

38	区長	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付もしくは保険料その他徴収金の徴収または加入員の資格の取得および喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの

#### 付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（説明）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された事務以外の新たな事務等を個人番号の利用範囲に追加する必要がある。